

行田都市計画防火地域及び準防火地域の変更（行田市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

決 定 告 示 年 月 日 平 成 年 月 日

行田市

種 類	面 積	備 考
防火地域	—	
準防火地域	約 46.6 ha	桜町地区 約 1.1 ha 増 (第一種住居地域 約 0.9 ha 増) (近隣商業 約 0.9 ha 増) (商業地域 約 0.7 ha 減)

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由 都市計画マスタープランにおける「安心して住み続けられる質が高く利便性の高いまちづくり」の実現に向け、「災害に強い市街地の形成」に取り組むなか、市の中心市街地で商業地域の秩父鉄道行田市駅南口周辺は戦前に建てられた木造建築物が多数を占め、また家屋も密集しているなど都市政策上の課題となっている。

こうしたなか、近年は都市防災上及び防災性を高める建築物の不燃化の促進が必要となっていることから、JR行田駅周辺を除く商業地域全域に加え、それに隣接する桜町地区の第一種住居地域及び近隣商業地域に準防火地域を指定し、建築活動を規制することで、健全な市街地を育成し、防災に寄与するとともに、住民の福祉の増進を図るものである。

よって、行田都市計画防火地域及び準防火地域を変更する。